

（ 令 4 . 1 0 . 1 9
実 8 - 2 ）

説 明 資 料

〔税務手続のデジタル化〕

令和 4 年 10 月 19 日（水）

財 務 省

目次

○	これまでの議論の流れ（総論）	3
1	納税者が保有する税務関連情報のデジタル化	
(1)	複式簿記の普及・一般化	5
(2)	電子帳簿保存法	11
(3)	課題と方向性（継続）	19
2	申告納付手続のデジタル化	
(1)	これまでの取組	23
(2)	今後の課題・方向性	40

これまでの議論の流れ(総論)

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」(令和元年9月)の概要

経済社会の構造変化

- 1. 人口減少・少子高齢化:** 人口減少・少子高齢化は今後も一層進行し厳しさを増す。社会保障等の諸制度やそれを支える負担を見直していく必要。
- 2. 働き方やライフコースの多様化:** 非正規雇用やフリーランスの拡大など働き方が多様化。多くの人々が育児や介護、転職や学び直しを含む多様な人生を送るようになり、ライフコースも多様化。特定の働き方等を前提とせず格差固定化につながらないよう、社会の諸制度を見直していく必要。
- 3. グローバル化の進展:** 我が国経済は貿易立国から投資立国へ構造転換。デジタル化の進展はグローバル化を加速。企業活動は最適な国・地域に展開され、物理的拠点なき事業展開が可能となり、無形資産が付加価値の中核となるビジネスが拡大。気候変動問題など地球規模課題が顕在化。
- 4. 経済のデジタル化:** オンライン取引やシェアリングエコノミーが活発化。大量のデータを分析・活用する事業活動も拡大。それに伴い個人情報保護や課税等の面で課題。自動車は、CASE(ツナガル・自動化・利活用・電動化)の潮流の中、制度整備や社会的コストの負担のあり方等が課題。
- 5. 財政の構造的な悪化:** 税収は過去最高となったが高齢化等の影響で拡大する歳出を賄えておらず、税制は財源調達機能を十分果たせていない。低い失業率やプラスのGDPギャップにも拘らず多額の財政赤字。地方税財政も引き続き厳しい状況。成長との両立を図りつつ歳出・歳入の改革が不可欠。



令和時代の税制のあり方

4. デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現

- ・ 納税者利便の向上を図る観点から、マイナポータルやスマートフォンを活用した電子申告やキャッシュレス納付等を推進する必要。
- ・ 電子帳簿等保存制度の見直し等により、企業経営のICT化を後押しし、生産性の向上を促すことが重要。
- ・ 地方税共通納税システムの利用促進、地方税のポータルシステム(eLTAX)の機能強化、個人向け収納手段の更なる多様化を検討すべき。
- ・ 適正・公平な課税を実現するため、納税者に適正な情報開示を促す仕組みや、違法・不当な行為を抑止するための枠組み等について検討が必要。
- ・ 受益と負担に関する国民的論議を深めていくことが重要。子供達が税を考える機会を持てるよう租税教育の充実が必要。高等教育等での取組も重要。

1 納税者が保有する税務関連情報のデジタル化

- (1) 複式簿記の普及・一般化
- (2) 電子帳簿保存法

【納税者】



＜日常の業務・生活＞

（法人・個人事業者）

- 取引情報・記帳・決済
- 帳簿書類等の保存

（個人）

- 給与・年金の収入、金融取引、保険料支払

申告・申請・納付

情報収集・相談

適正申告・納税の広報

還付

お尋ね・見直し要請

調査・徴収

処分・通知

【税務当局】



＜内部事務＞

- 入力（申告書・調書）
- 還付審査・申告審理

個人事業者の記帳制度の概要

- 個人事業者の所得額が正しく計算・申告されるためには、納税者が正規の簿記で記帳を行い、所得額を資産項目から検証できることが望ましい。ただし、小規模事業者の事務負担への配慮から、簡易な簿記等のほか白色申告も認められている。
- 適正な記帳と申告を促すため、青色申告には様々な税制上の特典等が与えられている。
- 青色申告に係る要件の遵守を担保するため、青色申告承認取消しの制度がある。

区分	青色申告			白色申告
	正規の簿記	簡易な簿記	現金主義	
I. 申告者	青色申告承認申請書を提出した事業所得者		左記のうち現金主義の申請書を提出した小規模事業所得者（前々年分の所得が300万円以下）	青色申告承認申請書を提出していない事業所得者
II. 記帳義務 (1) 作成すべき帳簿	仕訳帳 総勘定元帳	現金出納帳 経費帳 固定資産台帳 売掛帳、買掛帳	現金出納帳 経費帳 固定資産台帳	売上帳 経費帳
(2) 貸借対照表(BS) 損益計算書(PL)	BS及びPL	PLのみ		収支明細書
III. 税制上の特典等 (1) 青色申告特別控除	・65万円(e-Tax・電子帳簿※) ・55万円(上記以外)	10万円		—
(2) 事業専従者控除等	<青色事業専従者給与> ・事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で必要経費に算入可			<事業専従者控除> ・配偶者 : 86万円 ・それ以外 : 50万円
(3) 純損失の繰越控除	○			被災事業用資産の損失の金額及び変動所得の金額の計算上生じた損失の金額については、繰越控除が可能
(4) 純損失の繰戻還付	○			×

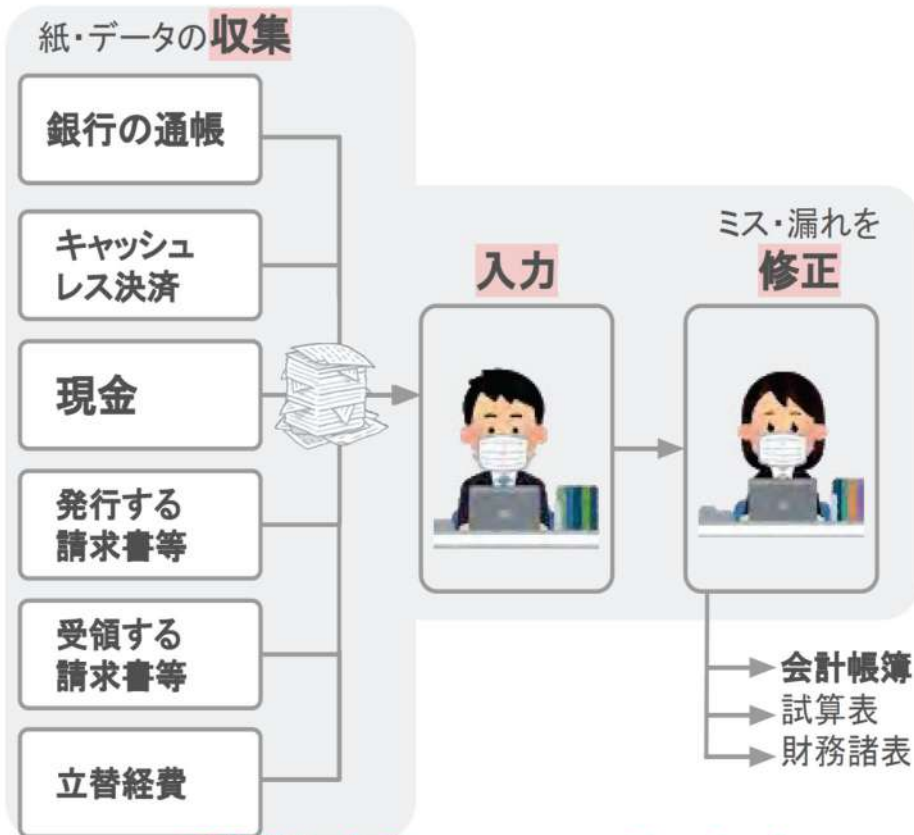
(※) 訂正等の履歴が残ること等の要件を満たす事後検証性の高い電子帳簿(いわゆる「優良な電子帳簿」)に適用。

現在の記帳を巡る環境変化

- 近年、デジタル化が進む中、クラウド会計ソフトの発達により、手間と費用をかけずに簡単に記帳できる環境が整ってきている。
- クラウド会計ソフトは会計知識や経理業務に精通していなくても、青色申告（正規簿記）に対応可能となっている。

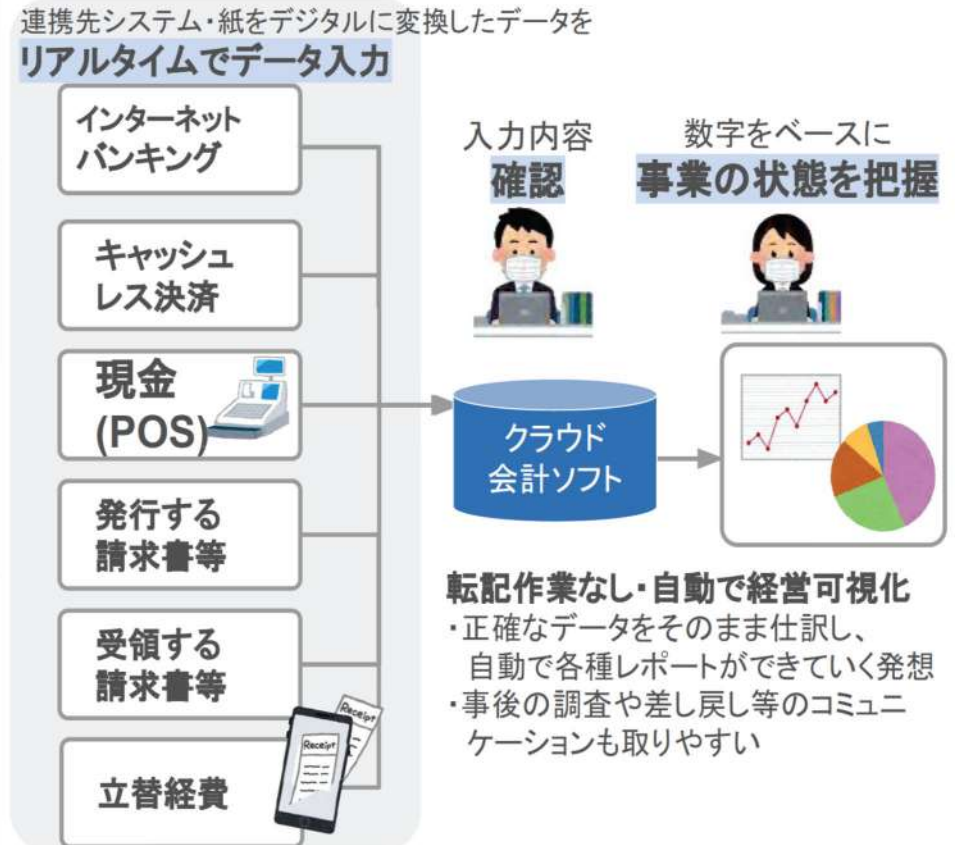
(参考)新経済連盟 御説明資料(抜粋)(税制調査会 第1回納税環境整備に関する専門家会合(令和2年10月7日))

従来の記帳業務のフロー



- ・手作業によるヒューマンエラーリスク
- ・月次決算に二か月かかることも

クラウド会計ソフトを用いた業務フロー



- ・入力から仕訳までデータで一気通貫
- ・経営のための分析業務へ時間を割ける

適正な記帳を行うことの目的・意義

1. 事業者自身における経営上の意義

- 正確な記帳により自社の経営状況の把握とそれに基づく経営判断が可能。その際、会計・業務システム間のデータ連携の実現などにより、試算表作成や月次決算にタイムリーに対応。

2. 取引先等との信頼関係上の意義

- 新たな取引関係の構築や金融機関との資金繰り相談などの場面において、経営状況を正確かつリアルタイムに説明できるとともに、自社の信頼度の確保・向上にも資する。

3. 税務執行等の行政手続上の意義

- 適切な記帳を基に、正しい所得金額を円滑に計算し、申告や各種の受給申請を行うことが可能。その際、複式簿記により貸借科目を記帳することで誤りの防止が可能。
- 正確な記録・事後検証可能性が確保されていることで、税務調査や会計監査への対応に係る事業者側の事務負担や時間、当局側の執行コストが共に最小化（信頼性のある記帳がないことで、取引先への反面調査が必要になる場合も存在）。
- 税務当局においても、記帳や証票保存に欠けるケースでは、仮装隠ぺい的事实（ほ脱犯については簿外経費不存在的事実も）の立証が困難であり、ほ脱犯の刑事責任の追及や重加算税の賦課が困難な場合も存在。

個人事業者の申告状況：事業収入別（平成30年分）

- 平成30年分の確定申告を行った個人事業者の申告状況は、青色申告 6 割（正規簿記 3 割、簡易簿記 3 割）、白色申告 4 割となっている。
- 事業収入別にみると、個人事業者のうち78.8%が事業収入1,000万円以下の小規模事業者。白色申告者の93.3%（全体の37.3%）は小規模事業者。
- 事業収入が1億円を超える規模の個人事業者の中にも、白色申告の者が存在する。

事業収入階級	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む(注))		
1円～1,000万円	17.3%	24.2%	37.3%	78.8%
1,000万円～5,000万円	10.0%	5.5%	2.5%	18.1%
5,000万円～1億円	1.5%	0.4%	0.1%	2.1%
1億円～	0.8%	0.2%	0.1%	1.1%
合計	29.7%	30.3%	40.0%	100%

(注) 事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。

(出所) 国税庁調

電子帳簿等保存制度の見直し(令和3年度改正)【ポイント】

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、**帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化**しました(令和4年1月1日以後適用)。

改正前

帳簿等

電子帳簿等保存



税務署長の事前承認が必要

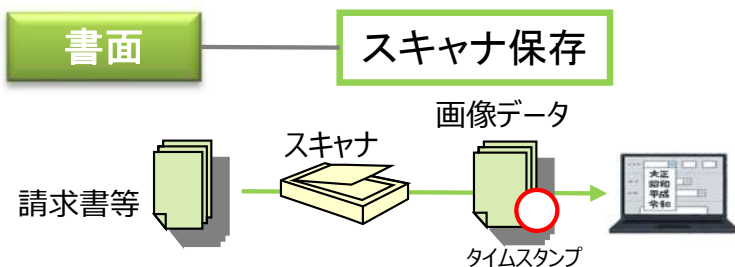
検索機能や訂正削除履歴を備えた信頼性の高いシステムしか認められておらず、低コストなクラウド会計ソフトの利用企業は紙で保存

改正後

- ✓ 税務署長による**事前承認を廃止**。
- ✓ モニター、説明書の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿(正規の簿記の原則に従って記帳されたもの。)も、**電子データのまま保存することが可能**。
- ✓ 信頼性の高い電子帳簿(優良な電子帳簿)については、**インセンティブにより差別化**(過少申告加算税を5%軽減、青色申告特別控除10万円上乗せして65万円)。

改正前

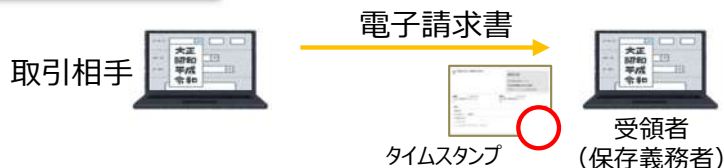
受領する請求書等



税務署長の事前承認が必要

- ・ 紙原本による確認が必要のため、その処理のために出勤が必要
- ・ 一定日数内でのタイムスタンプ付与の徹底が困難

電子データ 電子取引に係るデータ保存

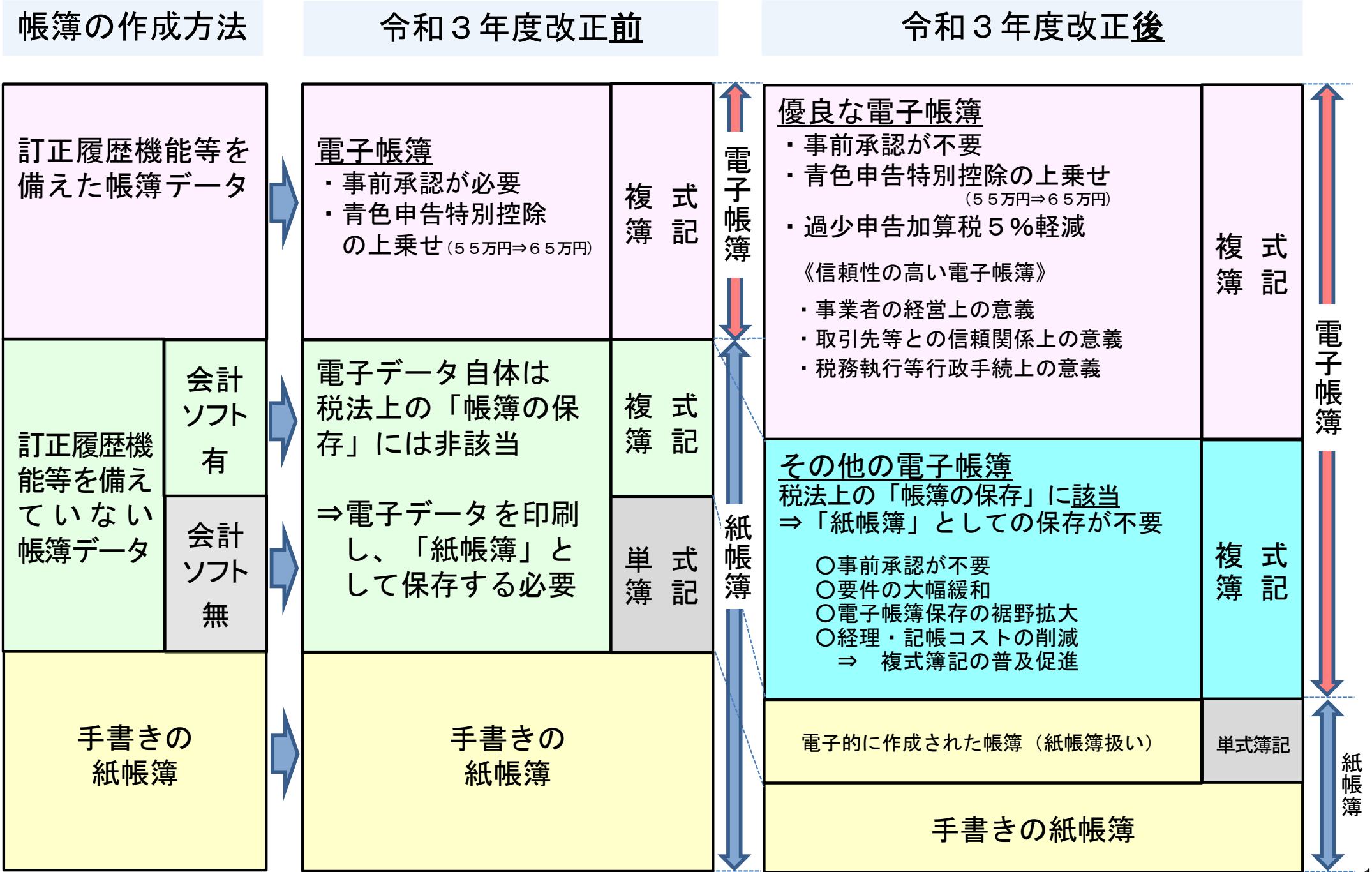


保存データに対する高度な検索機能を確保できず、その場合は紙で保存

改正後

- ✓ 税務署長による**事前承認を廃止**。
- ✓ **紙原本による確認の不要化**(スキャン後直ちに原本の廃棄が可能)。
- ✓ **電子データの改ざん等による不正に対しては、重加算税を10%加算**。
- ✓ タイムスタンプ付与までの期間を**最長約2カ月以内に統一**。
- ✓ 検索要件の**簡素化**、一定の小規模事業者については**不要化**。
- ✓ 電子取引の**出力書面での保存の廃止**(電子保存義務化)

電子帳簿等保存制度の改正の考え方（令和3年度改正）



優良な電子帳簿保存制度の概要

優良な電子帳簿保存制度の基本的な考え方

- 記帳水準の向上に資する観点から、事後検証可能性の高い優良な電子帳簿の要件^(注)を満たして保存等が行われている電子帳簿（優良な電子帳簿）については、いわば経理誤りを是正しやすい環境を自ら整えているものといえるため、他の最低限の要件のみを満たす電子帳簿との差別化を図り、その普及を進めていく必要がある。
(注) 上記の「優良な電子帳簿の要件」とは、トレーサビリティの確保の要件、各帳簿間の相互関連性の確保の要件、検索機能の確保の要件をいう。
- そのため、上記の「優良な電子帳簿」については、**インセンティブにより差別化**（①過少申告加算税を5%軽減、②青色申告特別控除10万円上乘せして65万円）が図られている。

① 優良な電子帳簿に係る加算税の軽減措置

- 仕訳帳・総勘定元帳・その他補助簿について優良な電子帳簿の要件を満たして保存等がされた場合において、これらの帳簿に記録された事項に関し申告漏れがあったときは、その申告漏れに課される過少申告加算税を5%軽減する制度。

(参考) 特例適用後の過少申告加算税の割合

区分	現行の割合	軽減措置適用後
調査通知後	5%	0%
原則(更正予知後)	10%	5%
加重分(期限内申告税額等を超える部分)	15%	10%
過少申告重加算税	35%	35%(適用なし)

② 所得税の青色申告特別控除

- 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者について、これらの所得の金額の計算上、**55万円の特別控除**が認められる制度。



税務手続の電子化を推進する観点から、正規の簿記で記帳する等の要件に加え「優良な電子帳簿（仕訳帳・総勘定元帳）の保存」又は「e-Taxによる電子申告」の要件を満たしている者については、**65万円の特別控除**が認められる。【平成30年度改正】

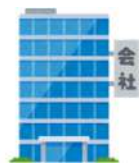
(注) 上記以外の青色申告者については、事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、10万円の特別控除が認められる。

補助簿で見つかる非違の類型について（売掛帳）

貸倒れ扱いにするため、売掛先を倒産した取引先に変更することで、主要簿には履歴が残らない形で利益調整を図ることがある。

当初

得意先【A社】に
掛け売上げ



【納税者】

売上：100

売掛金：100

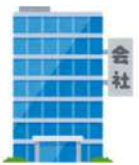


【得意先 A社】

- ・ 主要簿 → 売掛金 100 / 売上 100
- ・ 補助簿 → 【A社】に掛け売上100あることが記載

訂正後

得意先【A社】に
掛け売上げ



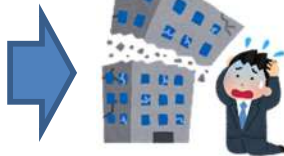
【納税者】

売上：100

売掛金：100



【得意先 A社】



【得意先 B社】

得意先【B社】が倒産
→ 売掛先を【B社】に変更

- ・ 主要簿 → 売掛金 100 / 売上 100
貸倒損失100 / 売掛金 100
- ・ 補助簿 → 【A社】を【B社】に変更

売掛先を倒産した【B社】に変更することで、主要簿には履歴が残らない形で、貸倒損失を計上し、利益調整を図ることが可能になる。

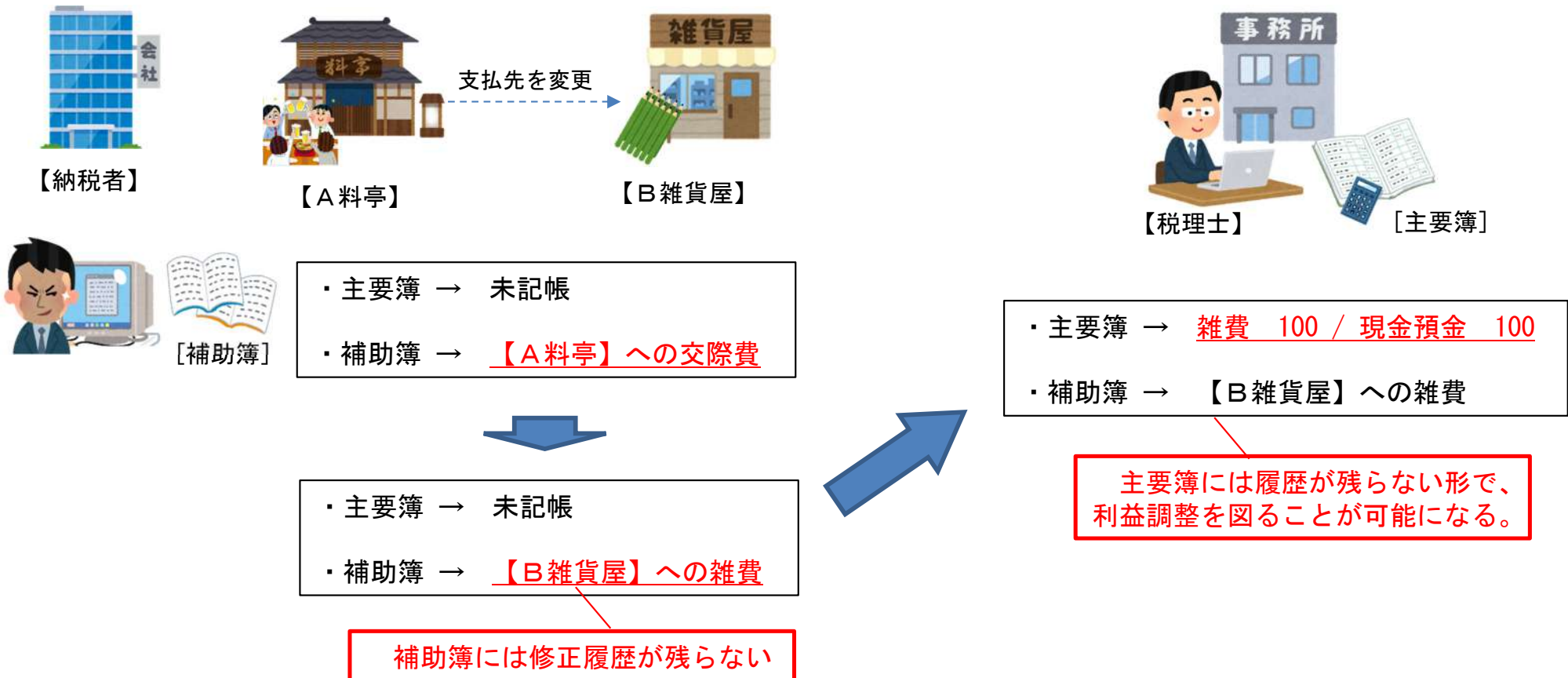
補助簿で見つかる非違の類型について（経費帳）

交際費の損金算入限度額を超過したため、交際費の支払先等を変更することにより、利益調整を図ることがある。

①補助簿（経費帳）に交際費の計上

②交際費の損金限度額を超過したため、支払先を変更

③税理士に、補助簿（経費帳）を渡して主要簿の作成等を依頼



補助簿で見つかる非違の類型について（固定資産台帳）

多額の利益が生じているため納税額が高額となることが見込まれる事業者・法人は、固定資産台帳記載事項を以下のとおり変更することで、主要簿等には履歴が残らない形で利益の圧縮や実態解明の妨害を図ることがある。

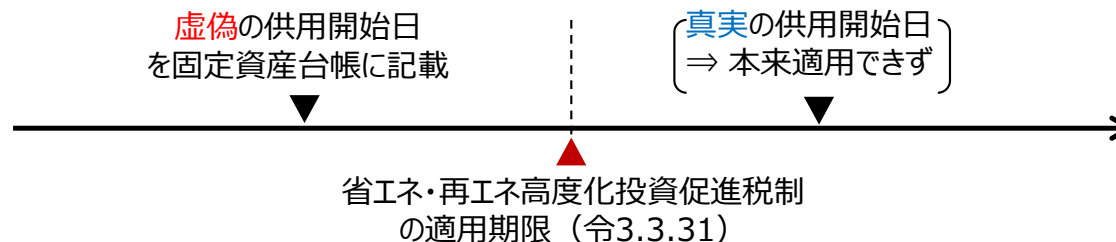
【固定資産台帳の改ざん例】

- ① 減価償却費（決算整理事項）を過大計上するため、固定資産台帳の記載事項を期末直前に以下のとおり操作する。

記載事項	操作内容の例
供用開始日	当年中に購入した資産の供用開始時期を前倒し
耐用年数等	当年中に購入した資産について、耐用年数が短い類似資産に記載内容を変更
事業用割合	プライベートでも使用している車両等について、事業用割合を水増し
除却日	引き続き事業の用に供している機械・装置について、除却日を期末直前に入力

- ② 中小企業経営強化税制や省エネ・再エネ高度化投資促進税制のように「事業の用に供した日を含む事業年度」における特別償却等を認める制度について、固定資産台帳における供用開始日を変更することで、本来であれば適用期限を徒過しているにもかかわらず適用できるように装ったり、適用時期を前倒しする。

（例）省エネ・再エネ高度化投資促進税制の適用を受けるため、太陽光発電パネルの供用開始日を適用期限前に偽装



国税関係書類に係るスキャナ保存制度改正の考え方（推移）

平成27年度改正の概要

- 対象書類を「3万円以上の契約書及び領収書」に拡大
- スキャナで読み取る際に必要な入力者等の電子署名を不要とし、タイムスタンプのみとする。

平成28年度改正の概要

- 社外においてスマホ等により領収書等を記録する場合の手続を追加

令和元年度（平成31年度）改正の概要

- 新たに業務を開始した個人の承認申請期限の特例（新たに業務を開始した日から2月内）の整備
- 過去分の領収書等について、一定の要件の下、書類の種類ごと1回に限り、スキャナ保存を可能とする。

- ・ 対象書類の拡大
- ・ 要件の緩和
- ・ 申請手続の簡素化・柔軟化

スキャナ保存の使いやすさが向上

令和3年度改正の概要

- 税務署長による事前承認制度の廃止
- 保存要件の緩和・廃止
 - ・ タイムスタンプ付与までの期間を最長約2ヶ月以内に統一
 - ・ 国税関係書類への自署を不要化
 - ・ 訂正・削除履歴の残るクラウド等に最長約2ヶ月以内に格納する場合はタイムスタンプを不要化
 - ・ 検索要件の簡素化
 - ・ 適正事務処理要件（相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等）を廃止
- 電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、重加算税を10%加重

- ・ 事前手続から事後確認へ
- ・ 最低限の事後検証機能を確保しつつ、要件を大幅緩和
- ・ 電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置を整備

原本の確保



情報の確保

電子取引の取引情報に係るデータ保存制度の見直し（令和3年度改正）

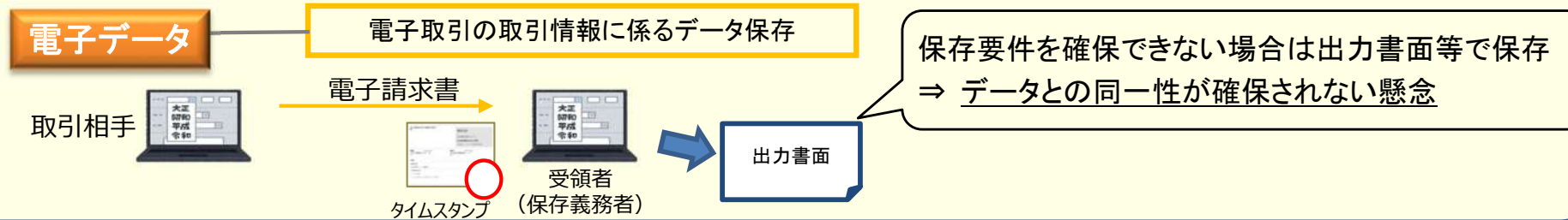
【電子取引の取引情報に係るデータ保存制度の概要】

- 保存義務者は、電子取引を行った場合には、保存要件に従って、その電子取引の取引情報に係るデータを保存しなければならないこととされている。

（注）具体的な「保存要件」については、「改ざん防止の要件（タイムスタンプ等）」、「検索機能の確保の要件」、「見読可能装置の備付けの要件」等がある。

【改正前】

- 電子取引の取引情報に係るデータを出力することにより作成した出力書面等の保存をもって、そのデータの保存に代えることができることとされていた。



【改正後】

- 上記のデータの出力書面等による保存措置を廃止し、電子取引を行った場合には、保存要件に従って、その電子取引の取引情報に係るデータのまま保存しなければならないこととされた。

（注）消費税に係る保存義務者が行う電子取引の取引情報に係るデータの保存については、その保存の有無が税額計算に影響を及ぼすことなどを勘案して、改正後も引き続き、そのデータを出力した書面による保存が可能とされている。

<その他の改正の概要>

- 電磁的記録に係る重加算税の加重措置の整備

- ・ 電子取引の取引情報に係るデータに関して、隠蔽し、又は偽装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税を10%加重

- 検索機能の確保の要件の緩和

- ・ 売上高が1,000万円以下である一定の事業者については、検索機能の確保の要件を不要化
- ・ 検索項目について、「日付、金額、取引先」に限定

※ 上記の改正は、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用（データの出力書面等による保存措置廃止については、令和4年度改正において令和5年12月31日まで宥恕措置を整備）。

1 納税者が保有する税務関連情報のデジタル化

(3) 課題と方向性(継続)

記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性 ①

複式簿記の普及・一般化

記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化やバックオフィスの生産性向上、金融機関との資金繰り相談や取引関係の構築などにおける信頼の確保・向上の観点からも重要である。また、会計ソフトなどのICT技術の活用によって、簿記会計の専門知識を有さない納税者においても、大きな手間や費用をかけずに複式簿記による記帳や帳簿等の電子化を行うことが可能な環境が整ってきている。

このような状況を踏まえ、複式簿記による記帳を更に普及・一般化させる方向で、納税者側での対応可能性も十分踏まえつつ、所得税の青色申告制度の見直しを含めた記帳水準向上についての議論を進めていく。

優良な電子帳簿の普及・一般化

正確な記録及びトレーサビリティが確保された会計帳簿の保存は、会計監査や税務調査における事後検証可能性の観点に加え、内部統制や対外的な信頼性確保の観点からも重要である。こうした重要性に鑑みて、既存のインセンティブ措置に加えて、融資審査等における帳簿の活用範囲の拡大や税務調査における更なるデジタル技術の活用などを通じて、納税者における優良な電子帳簿の利用を促していくべきである。

あわせて、必要な機能を充足した会計ソフトの低価格化の見通しなどをはじめ、納税者において優良な電子帳簿の保存に対応するためのコストや事務負担の低減可能性について、関係者との意見交換等を通じた見極めを行いつつ、優良な電子帳簿の普及・一般化に向けた措置の検討を行う。その一環として、既に複式簿記が普及している法人については、税務上の更なる透明性確保と税制上の恩典適用とのバランスも含めて議論を進めていく。

記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性 ②

電子化を通じた簡便な税務手続の推進

納税者の利便性の向上及び適正な申告納税を確保する観点から、申告書等への記載が必要な情報をマイナポータル経由で取り込み、自動的に反映させていくため、関係法人・団体等の協力を得ながら、取り込み対象となる情報の範囲拡大や一層のデジタル化を図る等、より簡便に確定申告・年末調整を完了できる仕組みの検討を行う。

プラットフォーム事業者からの情報提供

インターネット上のプラットフォーム事業者を介したギグエコノミー、シェアリングエコノミーの近年の伸長を踏まえ、記帳の余裕のない多数の零細事業者、サイドビジネス的事業者の申告の便宜を向上させる観点から、プラットフォーム事業者からの情報提供の在り方について、国際的な議論を踏まえつつ検討を行う。

帳簿不保存・記帳不備への対応

適正な記帳や帳簿保存が行われていない納税者については、真実の所得把握にかかる執行コストが多岐で、ペナルティ適用上の立証も困難。また、記帳義務不履行に対する不利益がない中で、記帳の動機に乏しい場合も存在。

記帳義務及び申告義務を適正に履行する納税者との公平性に鑑み、帳簿の不保存・不提示や記帳不備に対して適正化を促す措置の検討を行う。

特に悪質な納税者への対応

課税の公平性を確保するために、税務調査時に簿外経費を主張する納税者、虚偽の書類を提出する等調査妨害的な対応を行う納税者への対応策や、調査等の働きかけに応じない納税者、到底当初より申告の意図を有していたとは思われない納税者等、既存のけん制措置では必ずしも対応できていない悪質な納税者への有効な対応策の検討を行う。

記帳水準の向上に資するための過少申告加算税・無申告加算税の加重措置の整備（令和4年度改正）

○ 記帳水準の向上に資する観点から、記帳義務の適正な履行を担保するため、帳簿の不保存や記載不備について未然に抑止するための以下の過少申告加算税・無申告加算税の加重措置を講ずる。

【改正後】

(1) その修正申告等があった時前に、帳簿（電子帳簿を含む。）【対象範囲：所得税法、法人税法及び消費税法の保存義務のある一定の売上に係る帳簿】の提出の要求があった場合において、次のいずれかに該当するときは、その修正申告等に基づき納付すべき税額（帳簿に記載すべき事項に基づく税額に限る。）に係る過少申告加算税・無申告加算税について、10%加重（下記②については、5%加重）する。

① 不記帳・不保存であった場合（その提出をしなかった場合）

② 提出された帳簿について、その申告書の作成の基礎となる重要な事項の記載が不十分である場合（記載が著しく不十分な場合は①）

(2) ただし、納税者の責めに帰すべき事由がない場合（災害等の場合）は上記(1)の措置は適用しない。

（注1）上記の「一定の売上に係る帳簿」とは以下のとおり

- ・白色申告者・青色申告者（簡易・現金）・消費税法上の事業者が保存しなければならない帳簿：売上帳、売掛帳、現金出納帳等
- ・青色申告者（複式）：仕訳帳、総勘定元帳（売上に係る部分に限る。）

（注2）令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

【加重措置の適用対象範囲のイメージ】

・ 給与所得者を含めた全体の納税義務者に占める帳簿の不保存・記載不備の事業者の割合は僅少であり、そういった一部の者について所得把握を十分に行えない不公平を是正するため、その記帳義務の履行の程度に応じたペナルティ（加算税の加重）を課す。

